各都道府県障害保健福祉主管課(室)長 殿

厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部 障害福祉課地域移行·障害児支援室長

障害福祉計画における計画相談支援の利用者数の 算定に当たっての基本的な考え方について

本日、昨年12月に成立した障害者自立支援法等の一部改正等を踏まえ、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成18年厚生労働省告示第395号)(以下「基本指針」という。)が改正されたところです。

当該改正における計画相談支援の利用者数の算定に当たっての基本的な考え方について、都道府県及び市町村において円滑な障害福祉計画の作成ができるよう、参考までに下記のとおりお示しすることとしましたので、障害福祉計画の作成に当たってはこれを参考とするとともに、管内市町村に周知していただきますようお願いします。

記

- 1 計画相談支援の利用者数は、平成24年度から施行後3年間で計画的に、障害福祉 サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者又は障害児の人数が対象となる ように見込むこと。
- 2 新規利用者、現行のサービス利用計画作成費の支給対象者、施設入所者、その他市 町村長が必要と認める者を優先して拡大すること。
- 3 現状の相談支援専門員数や今後の相談支援専門員数の増加見込みを考慮して利用者 数を計画的に拡大すること。
- 4 指定特定相談支援事業者の業務量を考慮し、サービス利用支援及び継続サービス利用支援の月ごとの利用者数ができる限り平準化するように見込むこと。
- 5 障害福祉計画における継続サービス利用支援については、以下の期間と対象者数を 参考に月ごとの利用者数を算定する。
- (1) 在宅の障害福祉サービス利用者
 - ① 現行のサービス利用計画作成費の対象者等(1割程度見込む) → 毎月実施
 - ② ①以外の者(9割程度見込む)

→ 6ヶ月ごとに1回実施

(2) 施設入所者

→ 1年ごとに1回実施